

秋選管告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成26年5月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	88,745
能代市山本郡	25,217
横手市	27,382
大館市	21,737
男鹿市	9,061
湯沢市雄勝郡	19,614
鹿角市鹿角郡	11,176
由利本荘市	23,277
潟上市	9,497
大仙市仙北郡	30,791
北秋田市北秋田郡	10,971
にかほ市	7,396
仙北市	8,212
南秋田郡	7,230